

平成30年9月27日

長野県人事委員会

委員長 林 新一郎 様

一般社団法人長野県獣医師会

会長理事 唐澤千春

長野県職員労働組合

中央執行委員長 湯本憲正

公務員獣医師の処遇改善について（要請）

家庭動物は、我々の生活を様々なかたちで豊かにしてくれるかけがえのない存在であり、人の命が大切であるように動物の命に対しても感謝と畏敬の念を忘れず、その尊厳を守らなければなりません。このような動物愛護の精神が、多くの先人の長年の努力にもかかわらず、未だ国民共通の理解として定着するまでには至っていない中、動物愛護管理法の一部を改正する法律が平成25年9月1日に施行されました。動物をさらに大切に扱うために、人と動物の共生社会の実現を図り、所有者の終生飼養の責務等が明記され、動物取扱業者に係る規制強化などが行われたものです。都道府県等の役割はさらに拡大し、このため、改正法の的確な実施業務を担う獣医師の職責はますます重くなり、業務量が増大することも確実です。

また今日のグローバル社会において、高病原性鳥インフルエンザや狂犬病をはじめとする人と動物の共通感染症や口蹄疫などの伝染病が世界各地で発生し、我が国においても再び流行する危険があり、その流行制御や食品の安全性確保を求める国民の声が一段と高まりを見せています。家畜衛生及び公衆衛生等の現場において、まさに水際の家畜衛生防疫措置や食品衛生の中核を担う公務員獣医師の業務も、ますます高い専門知識と技術、さらには判断力が要求され、困難性を増しています。

しかし、現在、これらの業務に従事する地方公務員獣医師には、医師の下でその処方や指示により医療に従事する職種と同じ医療職給料表(二)が適用されています。かつての国の指導に基づく措置と思われますが、その当時とは、上記のとおり公務員獣医師の職務内容や勤務環境は大きく変わりました。また、現職の公務員獣医師の全てが医師・歯科医師と同様6年間の教育課程を修めた免許取得者となろうとしています。現在の公務員獣医師の待遇は、医師等と同様、高度な自己判断に基づき困難な業務を遂行しなければならない高度専門職としてふさわしいものとは到底言えず、このことが、全国的に公務員獣医師が採用困難職種となっている最大の要因と言わざるを得ません。

このような状況をふまえて、全国都道府県議会議長会が平成26年7月30日に決議された「平成27年政府予算編成並びに施策に関する提言」において、現下の公務員獣医師にふさわしい待遇とするため必要な措置を講じるよう国に求めていただき、さらに、多数の県議会からも、本要請と同趣旨の意見書を関係機関に提出していただきました。本県におきましても平成26年7月4日に「公務員獣医師の待遇改善を求める意見書提出について」を採択していただいております。

よって、人事委員会におかれでは、公務員獣医師を取り巻く状況の変化と地方自治の趣旨に鑑み、貴団体に勤務する公務員獣医師がより一層責任と誇りを持って職務に専念できるよう、英断をもって、適用給料表の見直しや初任給調整手当の創設などの待遇改善措置を講じられるよう強く要請します。